処　分　基　準

平成２１年１２月４日作成

法　令　等　名	銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項	第１０条の８第３項
処分の概要	猟銃等保管業者の業務の廃止命令、停止命令
原権者（委任先）	大阪府公安委員会
法令等の定め	銃砲刀剣類所持等取締法 第９条の７第３項（教習用備付け銃に関する措置命令） 第１０条の８第１項～第３項（猟銃又は空気銃の保管の委託）
処　分　基　準	猟銃等保管業者が、法第１０条の８第２項により準用される法第９条の７第３項の規定による命令に応じなかった場合に、当該命令違反等に起因する実害の発生の有無、当該違反等の是正の見込み、過去における同種の違反等の有無、社会的に非難されるべき程度等を考慮し、業務の廃止命令等の処分を量定する。
問い合わせ先	猟銃等保管業の事業場の所在地を管轄する警察署生活安全課保安係
備　　考	